

敬老会のご案内

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例を施行

千葉県では7月1日、障害のある人の生活や社会参加の妨げ、誤解、偏見をなくし、誰もが暮らしやすい社会づくりを進めるために「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行されました。この条例は、県民共通の目標を具体的に掲げ、差別をなくすための仕組みを定めています。

- ①障害のある人に障害を理由として他の人と異なる不利益な取り扱いをしない
- ②障害のある人の社会参加を阻む障壁（バリア）を解消する

※障害のある人の差別に関する問題が生じたときは各地域に設置された相談専用ダイヤルで相談に応じます。

◆相談・問い合わせ

山武地域 相談専用電話番号 ☎0475-54-3556
■043-222-4133

千葉県健康福祉部障害福祉課障害者計画推進室
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
☎043-223-1020, 1019（ご相談用）
■043-222-4133

HP http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syoufuku/keikaku/sabetu/sabetuhtml

▼とき	9月30日（日）午前11時開会 (終了予定 午後2時10分)
▼ところ	光中学校 体育館
▼対象	75歳以上の方
▼内容	式典
演芸	お芝居「故郷の錦絵」ほか (ちび玉三兄弟で有名な若葉劇団による)



◆問い合わせ

福祉課 ☎821114

社会福祉協議会 ☎826545

- ・当日は、座布団を必ずお持ちください。
- ・会場へのバス送迎は行いませんので、ご了承ください。

▼意見書の提出

道路変更案に意見のある方は、8月21日（火）までに知事あてに提出できます。（郵送は8月21日の消印が必要

意見書を提出できる方は、横芝光町に住所のある方（法人を含む）または案に係る利害関係を有する方です。意見書は県都市計画審議会の判断資料の1つとして、審議会に提出します。

◆意見書の提出先

横芝光町都市建設課（〒289-1793 山武郡横芝光町宮川11902番地）持参または郵送。住所、氏名などを記載する意見書の様式は縦覧場所で配布しています。

◆問い合わせ

千葉県国土整備部都市計画課

☎043(223)3375
■041217

光都市計画道路3・6・8号銚子連絡道路線の計画の変更案がまとまりましたので縦覧します。

光都市計画道路の変更案を縦覧

トマトの病気「トマト黄化葉萎病」の発生が、町内の家庭菜園で確認されました。

この病気は、「タバココナジラミ」という1mmほどの白い虫が病気を運び強い伝染性があります。感染すると葉の先端が黄色く変色し縮んでしまうのが特徴で症状が進むと生長が止まります。トマト生産農家は7月から苗の定植に入るため細心の注意を払い管理を行っていますが、家庭菜園でトマトを栽培しているみなさんもコナジラミ類の防除をまめに行なうなど、地域に被害が拡大しないようご協力をお願いします。

疑わしい症状を見ついた時は、すぐに問い合わせください。万が一感染したときはすべて抜き取り、ビニール袋に入れて口を開じ、完全に枯れるまで待ってから焼却処分してください。

◆問い合わせ

山武農林振興センター改良普及課
☎0475(50)0226



▲中央：病気の苗

家庭菜園を楽しむ皆様へ
トマトの病気にご注意を！